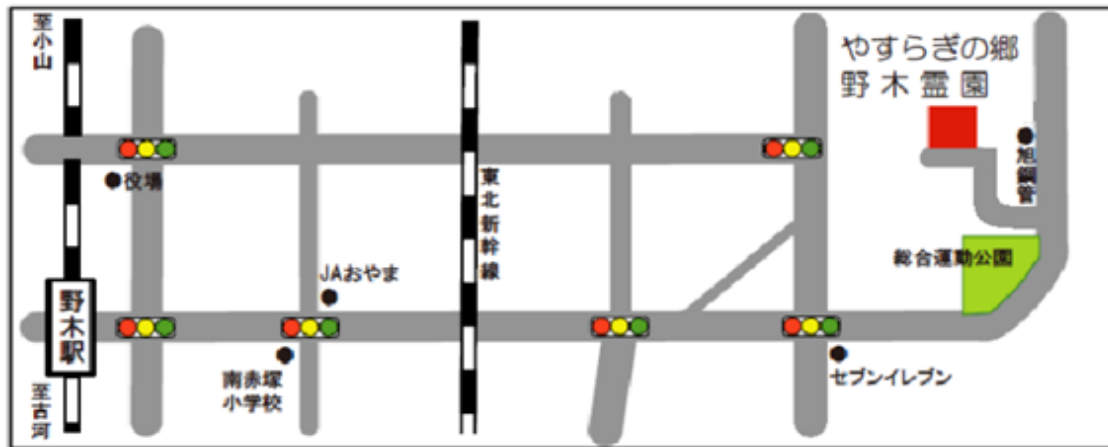


やすらぎの郷野木霊園のご案内

- 住所 野木町大字佐川野973番地
- 現地案内図 野木駅から約6km（車で約15分）



☆申込み可能な方

次の1～3のうちいずれかに当てはまる方です。

1. 野木町に住所がある方

●焼骨をお持ちの方で以下の項目（○で示したもの）いずれにも当てはまる方

- 野木町に住民登録されている。
- 祖先を祭ることをとりまとめる方である。
- 申請の際に焼骨が次の2つの項目に当てはまる。
 - ・申請者と次のいずれかの関係にあった方の焼骨であること。
 - ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。）
 - イ 3親等以内の親族
 - ・分骨でないこと

※申請の際に戸籍謄本、改正原戸籍、死体（胎）埋火葬許可証又は収蔵証明書が必要です。

2. 野木町に住所がある方

●焼骨をお持ちでない方で以下の項目（○で示したもの）いずれにも当てはまる方

- 野木町に住民登録されている。

○野木町に引き続き1年以上住所がある。

3. 野木町に住所がない方

以下の項目（○で示したもの）いずれかに当てはまる方

○野木町に土地・家屋があるまたは3親等内の親族が住んでおり、野木町内に墓所を持っていない。

※申請の際に住民票、3親等内の親族を明らかにできる戸籍謄本が必要です。

○野木町に通算して15年以上住んでおり、野木町内に墓所を持っていない。

※申請の際に住民票、戸籍の附票が必要です。

ご購入にあたっての注意点

- ご購入いただける墓地は1世帯1墓所限りになります。
- 「墓所使用料」と「管理料」について、お納めいただけない場合は、墓所使用許可を取り消しとする場合があります。
- ご購入いただいた墓所を町に返還された場合、お納めいただいた「墓所使用料」「管理料」については原則お返しできません。
※使用許可日から5年間以内でかつ未使用の状態の場合は、使用料のみ既納分の50%が返還される可能性があります。
- 墓所の返還の際は必ず購入前の状態にしてください。すでに墓石を建てている場合は、原状回復にあたり墓石の撤去以外の費用も負担していただく場合もございます。
- 霊園内で発生した墓石の破損、水鉢・香炉・お供え物等の盗難や紛失について町は責任を負いません。
- 合葬墓地のみ使用できる期間は使用許可日から20年間となります。
使用期間経過後、埋葬されているお骨は合祀墓に撒かせていただきます。
- 管理料は、将来変更となる場合があります。
- 墓所は清潔に保ち、お供え物や生花等は参拝者がお持ち帰りください。

また、管理及び衛生上好ましくないと判断された生き花等について、管理人が後片付けをする場合があります。

墓所について

○墓所の種類

芝生墓地	区画の明示あり（杭）。	カロート（納骨室）あり
普通墓地	区画の明示あり（杭）。	
合葬墓地	区画の明示なし。	

1. 寸法について

墓地種類	面積	寸法
芝生墓地	3.3㎡	幅 2.2m×奥行1.5m
内カロート	0.544㎡	幅0.68m×奥行0.80m
普通墓地	5.0㎡	幅 2.0m×奥行2.5m
合葬墓地	1.0㎡	幅 1.0m×奥行1.0m

2. 墓所使用料及び管理料について

墓地種類	使用料		管理料
	町内の方	町外の方	
芝生墓地	280,000円	420,000円	6,280円（年間）
普通墓地	310,000円	465,000円	6,280円（年間）
合葬墓地	120,000円	180,000円	52,370円（20年一括）

- (1) 墓所使用料は、墓所を使うことができる使用権で、土地の所有権ではありません。
- (2) 墓所使用料の支払いは、当初の1回かぎりです。
- (3) 管理料は、毎年4月末までにお支払いいただきます。
ただし、合葬墓地は当初一括してお支払いいただきます。

3. 墓碑等の設置基準

墓所に設置できる墓碑等の設置基準は、次のとおりです。

	墓地の種類	設置基準項目	設置基準詳細
墓碑等の設置基準	芝生墓地	墓碑の数	1基
		墓碑等の設置場所	カロートの上部のみとし、芝生への設置は不可
		墓碑の寸法	高さ60センチメートル以内 幅 68センチメートル以内 奥行き80センチメートル以内
		墓碑の表示	墓碑に家名を表示する場合は、原則として使用者の姓とする
		その他	① 高さの基準は、カロート上部からとする ② 墓碑に設置できる香炉及び水鉢はそれぞれ1基、花立ては1対とする ③ 上記①、②以外の設置、盛土や植栽はできない
	普通墓地	盛土の高さ	50センチメートル以内
		囲障の高さ	100センチメートル以内
		墓碑の高さ	250センチメートル以内
		形象類の高さ	200センチメートル以内
		樹木の高さ	立物 150センチメートル以内 玉物 60センチメートル以内
		その他	① 高さの基準は、墓所前面縁石上部からとする ② 樹木は、立物1本、玉物2本までとし、病害虫に強く、園路、墓域の施設又は隣接墓地に支障をおよぼさないものでなければならない ③ 納骨室(カロート)は地下埋設とする
	合葬墓地	埋蔵する焼骨の容器の寸法	縦、横、高さがいずれも30センチメートル以内
		その他	墓碑及び工作物を設置し、または器物を置くことはできない